

災害時の応急対策業務に関する協定書



沖縄総合事務局

石垣島農業水利事務所

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会



災害時の応急対策業務に関する協定書

石垣島農業水利事業所長（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会会長（以下「乙」という。）とは、国営土地改良事業石垣島地区における災害時の緊急的な応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波及び台風等の異常な自然現象による国営土地改良事業石垣島地区における災害時の緊急的な応急対策に関する実施体制を定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、国営土地改良事業石垣島地区で造成した土地改良施設（以下「土地改良施設」という。）とする。なお、土地改良施設のうち管理受託者へ引き渡した更新施設及び平成4年度に完了した国営宮良川土地改良事業並びに平成10年度に完了した国営名蔵川土地改良事業で造成した土地改良施設は含まないものとする。

（業務の要請）

第3条 甲は、甚大な災害が発生し必要と認める時は応急対策業務実施要請書（様式第1号）により、乙に対し乙に所属する会員（以下「乙の会員」という。）の応急対策の支援を要請することができる。ただし、文書で要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。

（業務の内容）

第4条 乙は、甲からの応急対策の支援要請があった場合は、応急対策業務受託書（様式第2号）を提出し、速やかに次の各項の応急対策等の支援を実施する。ただし、文書を提出する時間的余裕がない場合は、口頭で受託し、その後速やかに文書を提出する。

（1）情報提供

- ①会員所属職員等の自宅及び勤務地周辺における土地改良施設の被災状況に関する情報を収集整理し、甲に情報を提供する。
- ②災害の予防に有益な前兆等の情報については、要請の有無に関わらず、情報を把握した時点で甲に情報を提供する。

（2）応急対策

乙は、業務を行う乙の会員名を甲に連絡し、当該乙の会員は甲と応急対策の内容、方法について協議を行い、甲の指示により当該災害にかかる応急対策を実施する。

- 2 業務を行う乙の会員は、前項の業務について逐次対応結果等を甲に報告する。

（実施体制の整備）

第5条 この災害協定に関する乙の代理人として八重山地区長を置くものとする。八重山地区長は、第3条の支援要請を速やかに実施できるよう予め連絡体制及び実施体制を毎年度定め、甲に報告する。なお、石垣島農業水利事業所の担当は工事課長とする。

- 2 前項について、八重山地区長はこの協定の締結後速やかに報告する。なお、第8条ただし書きの規定により本協定が更新された場合にあつては、その年の4月末日までに報告する。

3 八重山地区長は、前項で報告した内容について重要な変更があった場合は速やかに甲に報告する。

(契約の締結)

第6条 甲は、第3条に基づき応急対策の支援を要請したときは、甲と乙の会員で業務の内容に応じた契約を遅滞なく締結する。なお、契約の対象とする範囲は、甲と乙の会員との協議により決定する。

(事故等への対応)

第7条 乙の会員は、業務の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害が生じた場合等には、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、措置については、甲と乙の会員が協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、当該業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合の補償は、原則として従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲及び乙又は乙の会員とで協議する。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の処理)

第9条 この協定に定めない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 7 月 28 日

甲 沖縄県石垣市字石垣486-1
石垣島農業水利事業所

所長

今別府純一



乙 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号
一般社団法人 沖縄県農林水産土木建設会

会長

手登根 明



様式第1号

府石農水第 号
令和 年 月 日

応急対策業務実施要請書

一般社団法人 沖縄県農林水産土木建設会
会長 ○ ○ ○ ○ 殿
(八重山地区長 経由)

石垣島農業水利事業所
所長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり応急対策業務を実施する必要性が生じたので、災害時の応急対策業務に関する協定書第3条に基づき支援を要請いたします。

記

1. 災害または被害の状況

2. 場所

3. 内容

4. 期間

自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

5. 必要とする資材等の種類及び数量

資材等の種類	単位	数量	備考

6. 必要とする人員

技術員・運転手・作業員等	単位	数量	備考

7. その他特記事項

様式第2号

令和 年 月 日

応 急 対 策 業 務 受 託 書

石垣島農業水利事業所
所 長 ○○ ○○ 殿

一般社団法人 沖縄県農林水産土木建設会
会 長 ○ ○ ○ ○
(八重山地区長 経由)

令和 年 月 日付け府石農水第 号の要請書に基づく応急対策業務について、
下記のとおり受託いたします。

記

1. 業務を行う会員名

2. 場所

3. 内容

4. 期間

自：令和 年 月 日

至：令和 年 月 日

5. 応急対策の実施に要した資材等の種類及び数量

資材等の種類	単位	数量	備考

6. 応急対策の実施に要した人員

技術員・運転手・作業員等	単位	数量	備考

7. その他特記事項

令和 年度 応急対策業務実施体制報告書

石垣島農業水利事業所
所 長 ○○ ○○ 殿

一般社団法人 沖縄県農林水産土木建設会
八重山地区長 ○ ○ ○ ○ ○

災害時の応急対策業務に関する協定書第5条に基づき実施体制について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 連絡先 担 当 (株)○○○○ ○○○○
TEL 0980-○○-○○○○ FAX 0980-○○-○○○○
副担当 (株)○○○○ ○○○○
TEL 0980-○○-○○○○ FAX 0980-○○-○○○○

2. 実施体制 (業務実施可能な会員)

会員名	所在地	連絡先

